

総務常任委員会

1 開 議 平成30年3月6日(火) 午前10時00分

2 場 所 議会棟第1会議室

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第14号 大田原市表彰条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第15号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第16号 市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第17号 大田原市職員の育児休業等に関する条例及び大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第18号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第19号 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第20号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

総務常任委員会名簿

委員長	菊池久光	出席
副委員長	櫻井潤一郎	出席
委員	鈴木央	出席
	深澤賢市	出席
	藤田紀夫	出席
	高野礼子	出席
	千保一夫	出席

当局	総合政策部長	佐藤英夫	出席
	総務課長	櫻岡賢治	出席
	財務部長	後藤厚志	出席
	財政課長	小林敏泰	出席

事務局	藤田昌子	出席
-----	------	----

◎開 会

午前10時00 開会

○委員長（菊池久光君） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットのとおりであります。

ただいまの当局の出席者は、佐藤総合政策部長、櫻岡総務課長です。

◎議案第14号 大田原市表彰条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第14号 大田原市表彰条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第14号 大田原市表彰条例の一部を改正する条例の制定につきましては、表彰対象者に新たな職をつけ加えることに伴い、関係部分を改定するもの。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 議案第14号 大田原市表彰条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

タブレットの30ページ、議案書補助資料をごらんください。本条例の改正の趣旨につきましては、被表彰者に公平委員会委員を追加するとともに、既に規定されている被表彰者の表記の一部を改めるものでございます。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきますので、タブレットの31ページをごらんください。被表彰者として、第2条第1項第4号に公平委員会委員を追加いたしますが、教育委員及び農業委員を教育委員会委員、公平委員会委員、または農業委員会委員に改めるものでございます。

29ページに戻りまして、附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行する旨規定いたします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

千保委員。

○委員（千保一夫君） 長いこと公平委員というのは、表彰条例の具体的な……

（「マイク」と言う人あり）

○委員（千保一夫君） 長い間公平委員は、表彰の具体的な第2条1項4号での表彰ということでは規定していなかったが、しかし条例の他のいずれかの各分野における功労者の一人としては表彰できるわけです。

から、それを今回あえて公平委員を満8年以上ということで第4号に掲げた、その理由をお聞きをしたい
と思います。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 今千保委員が言われるとおりの公平委員を入れなくても、2条の1号のほうで表彰することは可能であるといえますか、現実的に今回おやめになった公平委員がその2条1号で自治功労の表彰を受賞しています。今千保委員が言われるように、この中に2条4号あたりに、もともとの文章としては8年以上の監査委員、選挙管理委員、教育委員、農業委員という形で、それぞれの行政委員会委員を記載しているからということで、本来公平委員が大田原市のほうで公平委員を設置した段階で、この8年以上の委員のほうに含めるべきであったのだろうというふうに考えておまして、今回今まで抜けて、漏らしていたという言い方は余りよろしくないかもしれませんが、同じ行政委員会の委員については、この2条1項4号の中に含めるべきだろうというふうに判断したことによって、今回追加をさせていただきますということでございます。

以上です。

○委員長（菊池久光君） 千保委員。

○委員（千保一夫君） 同じ行政委員とはいえ、監査委員、選挙管理委員、教育委員会委員、農業委員会委員、これらは月額なり年額なりということで、それぞれ相当の報酬を得ている特別職ですけれども、公平委員は日額、いわゆる出日日当で8,300円、今度9,800円でしたか、8,800円、では報酬は出さないのですよね。8,300円の日当ということになっていますから、勤務体制が全く異なるということと、あと、どうですか、この公平委員は公平委員会の決算書をいろいろ見てみても、公平委員会毎年公平委員の報酬20万8,000円ぐらい予算を計上していますけれども、28年度などでは9万1,300円の執行で11万6,700円が不用額になったりとか、それまで27年なんかの規定では20万8,000円計上していて、執行したのは8万3,000円、10人分、3人の公平委員からすると3回、あと1人が委員長なんか出席されたと思うのです。会議そのものは、27年、28年、29年だったと思いますけれども、多分4月に1回開催しているだけの委員会なのです。それで、公平委員の選任についてという議題と、あと公平委員長の専決処分の報告についてとか、それらを4月の20日あるいは昨年あたりは4月の21日だったかな、一昨年ですか、そういう4月の20日あるいは21日に、それぞれ1年間に1回だけ委員会開催されただけのような事務報告だったのです。その年度の事業計画を立てるということで4月20日、21日のところに1年間に1回開催されるだけで、年間公平委員会開催の必要がなかった。あとは、全国関東栃木のそういう公平委員会の連絡協議会というのか、負担金を納めているのですが、そこに参加をすることがあるのかどうか分かりませんが、そういったことであるいは事務局の職員が行くかどうかは分かりませんが、旅費は幾らか執行していますけれども、旅費なんかでは27年が17万7,000円執行してまして、28年が23万5,000円ほど執行していますけれども、しかしそういう会議そのものが開かれない、会議が開かれないということは一面いいことだといえればいいことなのですけれども、本当に職員の不利益、処遇に対する、職員からの公平委員会、職員にとって最後の砦である公平委員会にすがりつきたいという思いがあっても、実際には公平委員会に要求する者がいないのではないかと、行政でもないのではないかと、こんな気もしますし、公平委員の職の他のそういうことで監査委員、選挙管理委員会委員、あるいは教育委員、農業委員などとは、全くそういう意味で方針も違うし、

果たしている役割が違う。失礼ながら8年間名前を連ねただけだということで、市の表彰条例の対象にしているのかという、そういう思いが強くしていますが、その辺の公平委員の仕事に対する面ではどういうふうに考えていますか。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 今千保委員がおっしゃられるとおり、確かに決算は通常その形になっていると思います。毎年うちのほうで人事行政での状況ということで、広報とかにも掲載はさせていただいていますが、不服申し立て、不利益処分に対する申し立て、そういったものが実際には現実的には出ていないということでございます。確かに4月の段階で会議を行い、あとその後公平委員さんの研修というものももちろん積んでいますので、何かあったときのための研修というものはあります。この場で言うていいのかわからないのですが、私も以前公平委員会の事務局を担当したことがあります、そのときにはやはり職員の処分等があったときに出てくる、本人から不利益処分に対する申し立て等があるかどうかかわからないので、栃木県の人事委員会などにも公平委員さんも一緒に行きまして、研修などを行っておりますので、今委員さんが言われるように本来出てこないというか、そのほうがいいような部分でわかると思うのですけれども、それがもし出てきたときのために、それぞれに研修というものは実際に果たしてきますので、そういった点では受けの委員会というのですか、待っているような状況の委員会ではありますけれども、それぞれの委員の立場として研修と、それから研さんには積んでいらっしゃるというふうに考えております。

（「何回でもいいですか」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） いいですよ。簡明にわかりやすく簡単をお願いします。

千保委員。

○委員（千保一夫君） 仮に非常勤特別職なども情報公開・個人情報保護審査会委員などのほうが1年間になると働くことは多い、役割を果たすことが多いのではないかと思いますし、これらは弁護士や大学教授ですと日当だと1万5,000円とか、1万6,000円とか、その他でも1万2,000円、あるいは行政不服審査会の委員も1万5,000円とか1万2,000円です。さらに保健センターの医療管理者や顧問弁護士、月額お世話になっている顧問弁護士とか、あるいは産業医などもあって、大田原市のために、あるいは大田原市職員の健康管理が、あるいは市の訴訟代理人がいろいろやってくれる、こういう方のほうが具体的には公平委員よりも多いと、公平委員だけを特別取り出して表彰対象にするということの意味がどうしても理解できないので、一人でこの件についてはもう少し申し上げることになりますが、一応言われることはお聞きはしておきたいと思います。また後ほど提案していきたいと思います。

○委員長（菊池久光君） 総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 今千保委員がおっしゃったさまざまな官職につきましても、長年携わってきたことについては、これまでに表彰条例第2条第1項の条の法に基づいた先例集の中で、実際表彰者の公平につきましても地方自治法上で定めた、法律上はほかの行政委員と並列の形で形態や勤務日数については差はありますけれども、地方自治法上の行政委員の位置づけがある、年数ということで結果的に長年携わってきた人などについては、表彰を設けるけれども、条例の上ではこのほかの選挙管理委員、農業委員、教育委員と同じ形で規定したほうがわかりやすいということで、今回条例の改正になりました。

○委員長（菊池久光君） ほかに質疑がないようでありますので……

○委員（千保一夫君） もしなければもう少しいいですか。

○委員長（菊池久光君） はい。

○委員（千保一夫君） ほかにいらっしゃるのだと思って、申しわけありませんから一人でやっていますのは。

あと、公平委員の成果からして、公平委員はどちらかという市の執行者が喜ばないような仕事ぶりが一番大切なのでありまして、そういう意味で議会の同意を得て市長が選任することになっていますが、そのようなところ、どちらかといったら、職員組合の推薦などを事前にやって、そしてそれから職員組合の内々の同意を得て、そしてそれから議会に同意を求めるとか、そんなことを非公式ながら職員組合の意向なんかを反映したような、そういう公平委員であったほうが役割としてはしっかりできるのではないかというふうに思っています。今回も何年前でしたっけ、今の公平委員さんで、公平委員会も情報公開の執行機関になっていますから、公平委員会に対する情報公開で非公開等なされたときの不服申し立てしますね。そうすると、今度情報公開審査会へかかります。公平委員が情報公開審査会の委員を兼ねている例がありましたね、この前。今もそのままになっているかどうかわかりませんが、公平委員3人のうちの一人が情報公開審査会の委員だった、前、それで、あとは市の職員の親でもあった。現職の市の職員の親が公平委員になった、あるいは情報公開審査会の委員になっているということで、これでは公平委員としての、あるいは情報公開審査会、執行機関に対する不服申し立てした、公開請求した、情報公開請求人の期待には応えることは情の上からも難しいのではないかと、こんなことを前の議会でもそんなことを申し上げたのですが、そういう意味で公平委員が8年たつと、市長から市の市政功労者として表彰を受けるのだということが決まっています、果たして公平委員会がしっかりと市長、副市長と意見対立をして、職員の立場を守り切れるのかという、そういう思いはありました。その辺で公平委員は、市の執行者からは本当はこういうところにいたほうがいい、いずれ執行者から8年いれば表彰されるということが見えているということですが、公平委員の職務執行上、ちょっと障害になるのではないかと、こんな不信感みたいなものを持っておりますので、どうもその辺が私としてははっきりいえないところなのです。今の公平委員が情報公開の執行機関として不服申し立てを受けたときの情報公開審査会の委員を兼ねていたことについて、今改善されているのかもちょっとわかたら調べていただきたい。あと、市の職員の親が公平委員にいて、果たして他の職員たちの立場で公平委員が自分の子供たちが世話になっているとか、世話になっているというのはおかしいですが、勤めているところの市長、副市長に対して別の職員のために果たしてどれだけ意見を述べることができるのか、そういった疑問もありますので、その辺の職員のいる親になっている例ということについては、その後どんなふうになっているかをついでにお聞きしたいなと思います。

以上です。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 今委員のご指摘のとおり今現在もその委員は継続はしております。確かにそういった案件があったときには、利害関係が出てくるということになれば、利害関係だということで、その会議からは外れていただくというような形の取り扱いはしたいとは思いますが、もちろんそれぞれの委員の立場に立って、そういった案件があったときに良心に基づきといいますか、そういった形で審議

をしていただくということになるだろうというふうに考えております。確かに実際に職員の親でありますので、お子さん本人のことについては、もちろんそれは利害関係ということで判定のもとにありますけれども、委員さんにも私のほうから、そういった真意についてはこういう状況であるということの説明した上で、その上で審議をしていただきたいというふうには考えてはおります。

○委員長（菊池久光君） 千保委員。

○委員（千保一夫君） かかわりがある場合には席を外すということですが、公平委員会そのものは、3人の出席をもって会議を開くことができるわけですし、2人しか出席しないときには、どうしても開かなければならない特別な事情があったときなどには開くことができる。安易に席を外している、自分の子供が直接かかわったときだけは、これはもちろんでしょうけれども、ほかの職員、自分の子供以外の職員がかかわっている問題であっても、本来やっぱ十分な職責を果たせないという不安があるだけです。それが1つと、あともう一つ、先ほど申し上げた執行機関に当たる公平委員会の委員が自分の処分に不服を申し立てた市民なりがいたときに、今度は情報公開審査会の委員としてもう一度また自分たちが行った処分に対する不服申し立てを今度は申し立てを受けて審査会で、情報公開・個人情報保護審査会の一員として、委員としてまたそれを審査するということは、これはもう明らかに不適切だとは思いませんか。そのところを。これは本来早急に改善しなくてはならない。しかし、公平委員そのものは途中で解任するわけにはいきませんから、議会の同意がないと。しかも、議会で同意するときは、議会の常任委員会などに特別、委員会など、承認をしないと、公聴会を開かないと、市長は公平委員を罷免できませんから、そうなってくると、やっぱり情報公開審査会の委員のほうをできるだけ早くやめさせるという、やめてもらうということをやっておかないと、両方兼ねている、完全に利害がこれ一致してしまっています。市民の立場を守れないと思うのです。その辺は、本当に何年もたっている話なので、もう2年もたっている話なので、本当は早急に改善を図っておくべきもの。議会で指摘されたら、やっぱり不適切なものについては、早急に改善を図っておくように申し入れておきたいと思います。その辺最後にもしお答えがあったら答えていただければ、なければいいです。

○委員長（菊池久光君） 総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） これまでのさまざまな公平委員会の情報公開審査会の中でのご指摘が、県のほうでは事例はございませんでしたので、適切に対処し、ただいまのご指摘については確認させていただきます。

○委員長（菊池久光君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第14号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号 大田原市表彰条例の一部を改正する条例の制定については原案を可とすることに決しました。

◎議案第15号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

○委員長（菊池久光君） 続きまして、日程第2、議案第15号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議におきまして当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。
総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第15号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員に準じて給与改定を行うこと等に伴い、関係する6条例を一括して改正するものです。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 議案第15号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

タブレットは41ページ、議案書の補助資料をごらんください。本条例の改正の趣旨につきましては、平成29年人事院勧告に基づき、国家公務員に準じて本市の一般職の給与改定を行うとともに、宿日直手当及び特殊勤務手当の改正のために関係条例をまとめて改正するものでございます。

平成29年人事院勧告の概要についてご説明いたしますので、タブレット61ページをごらんください。本市職員に關係するものとしましては、月例給について民間との給与の格差0.15%を埋めるために、平成29年4月にさかのぼりまして増額改定をしまして、なおかつボーナスについては平成29年12月の勤勉手当を0.1カ月分増額改定するものでございます。またあわせて給与制度の総合的見直しに伴う経過措置として実施しました55歳を超える職員の給与の減額規定を平成30年3月末をもって廃止するというものです。実施時期につきましては、月例給については29年4月に遡り、勤勉手当につきましては公布の日とするものでございます。

次に、関係条例の改正の概要を説明しますので、62ページをごらんください。第1条は、大田原市一般職の職員の給与に関する条例の改正のうち、平成29年度分の改正規定であります。第21条勤勉手当及び附則第11項中の勤勉手当の規定中、12月支給分を0.1カ月分、再任用職員については0.05月分を増額改定するものでございます。また、別表第1、行政職給料表の改正は、給料月額を増額改定するもので、初任給及び若年層については1,000円程度引き上げまして、その他は400円程度引き上げることで、平均改定率は約0.2%となります。

第2条は、大田原市一般職の職員の給与に関する条例の改正のうち、平成30年度の改正規定でありまして、第3条中の宿日直手当の文言及び第18条を削除します。これは、現在当直業務をシルバー人材センターに委託しておりまして、宿日直の勤務実績がないために当該手当を削除するものであります。第21条の勤勉手当の規定の改正につきましては、平成29年12月分、12カ月期の0.1カ月分増額改定を平成30年度においては6月期と12月期に均等に再配分するものであります。表の30年度以降のとおりというような形にな

ります。

タブレットの63ページに移りまして、次に附則第6項から第11項までを削除する改正につきましては、55歳を超える職員の給与の減額措置の廃止に伴い、関係規定を削除するものであります。

次に、第3条は、大田原市一般職の任期つき職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正のうち、平成29年度分の改正規定でありまして、10条第2項の期末手当の規定中、12月支給分を0.05月分増額改定するものであります。また、別表第1及び別表第2の改正は、それぞれ給料表を国家公務員の任期つき職員に準じて改定するものであります。

次に、第4条は大田原市一般職の任期つき職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正のうち、平成30年度分の改正規定でありまして、第10条第2項の改正規定は平成29年12月分の0.05月分の増額改定分を平成30年度において6月期と12月期に均等に再配分することでありまして。

次に、第5条は技能労務職員の給与の種類及び給与に関する条例の改正。

第6条は、企業職員の給与の種類及び給与に関する条例の改正で、先ほどご説明しましたとおり、宿日直手当について既に勤務実績がないことから、関係する部分を改正するものであります。

次に、第7条は大田原市職員の修学部分休業に関する条例の改正で、55歳を超える職員の給与の減額規定の廃止に伴い、関係部分を改正するものでございます。

次に、第8条は大田原市職員特殊勤務手当に関する条例の改正で、第6条第2項の社会福祉事業に従事する職員の特殊勤務手当について、現在月額定額で支給しているものを勤務実績に応じてより適切に支給するために、日額支給に改めるものでございます。なお、この手当の支給対象となるのは、生活保護世帯の戸別訪問や実態調査などの現業業務が主なものでございます。

タブレット39ページに戻りまして、附則といたしまして第1条第1項はこの条例は公布の日から施行するものとします。ただし、第2条及び第4条から第8条までの規定は、平成30年4月1日から施行する旨規定をいたします。同条第2項では、平成29年度の給与改正規定を平成29年4月1日にさかのぼって適用する旨規定いたします。

40ページに移りまして、第2条は改正後の給与条例等を適用するに当たりまして、改正前の給与条例の規定に基づき支給された給与は、その内払いとみなす旨の規定でございます。

第3条は委任規定となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願ひいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第15号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については原案を可とすることに決しました。

◎議案第16号 市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第3、議案第16号 市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第16号 市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の特定任期つき職員の期末手当の改定に準じて、市長等及び議員の期末手当を改定するため、関係する2条例を改正するものであります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 議案第16号 市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

タブレットは、66ページの議案書補助資料をごらんください。本条例の改正の趣旨につきましては、平成29年人事院勧告に基づき市長等の特別職の期末手当支給割合を改定するため、関係部分を改正するものであります。

条例の改正概要を説明いたしますので、タブレットの71ページをごらんください。第1条は、市長等の給与に関する条例の改正のうち、平成29年度分の改正規定でありまして、第4条第2項中の12月期の期末手当について、国家公務員の特定任期つき職員の期末手当に準じて、0.05月分増額改定するものです。

次に、第2条は、市長等の給与に関する条例の改正のうち、平成30年度分の改正規定でありまして、平成29年12月期の0.05月分の改定を30年度においては、6月期と12月期に均等に再配分するものでございます。

次に、第3条は大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改定のうち、平成29年度分の改正規定でありまして、第5条第2項中の12月期の期末手当について、同様に0.05月分増額改定するものでございます。

次に、第4条は、大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正のうち、平成30年度分の改正規定でありまして、平成29年12月期の0.05月分の改定を同様に平成30年度において6月期と12月期に均等に再配分するものでございます。

タブレット65ページをお戻りいただきまして、附則といたしまして第1項では、この条例は公布の日から施行するとしますけれども、ただし第2条及び第4条の規定は、30年4月1日から施行する旨規定いたします。第2項では、平成29年度の期末手当の改正の規定は、平成29年12月1日から適用する旨規定いた

します。第3項では、改正後の市長等の給与条例、または改正後の議員報酬等の条例の規定を適用するに当たりまして、改正前の市長等の給与条例、または改正前の議員報酬等の条例の規定に基づき、支給された期末手当については、それを内払いとする旨の規定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第16号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号 市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案を可とすることに決しました。

◎議案第17号 大田原市職員の育児休業等に関する条例及び大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第4、議案第17号 大田原市職員の育児休業等に関する条例及び大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第17号 大田原市職員の育児休業等に関する条例及び大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、一つは上位法の改正に伴い、職員の育児休業制度の改正、もう一つが55歳を超える職員の給与の減額措置の廃止に伴い、関係する条例を改正するものでございます。これでおわびがございませぬ。議案書と議案第17号に関する議案書の補助資料で誤りがありました。

議案書補助資料の修正及び条例改正の詳細については、総務課長よりご説明申し上げます。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 議案第17号 大田原市職員の育児休業等に関する条例及び大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

タブレットの74ページをごらんください。今総合政策部長から話がありましたように、本議案を説明する前に補助資料の訂正をお願いしたいと思います。まず、議案の概要の説明文で、議案概要の3行目中ほどです。人事院規則の改正を受けてと、4行目の一般職の常勤職員の育児休業規定の明文化の部分を削減

を願いたいと思います。

またそれから、タブレット80ページをごらんください。80ページの本条例の改正概要についての説明文ですけれども、10行目の第3条、第4条、第10条に一般職の常勤職員の育児休業要件の追加のタイトルを含めた説明文全9行、こちらを削除していただきたいと思います。この一般職の常勤職員の育児休業要件の追加規定につきましては、国家公務員においては人事院規則の改正前から運用上認められてきたもので、本市におきましても国に準じた取り扱いをしておりました。しかし、今般人事院規則において明文化されたということに伴いまして、本条例においても改正を予定しておりました。しかし、一般職の常勤職員の育児休業の要件を追加規定を保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているけれども、当面実施が行われない、いわゆる待機児童というふうになった場合には、再度の育児休業が可能、育児休業期間の再度の延長が可能、それから育児短時間勤務終了後1年を経過せずに、再度の育児短時間勤務は可能とする改正を行う予定でありました。しかし、今回議案に上程した改正文中に、その追加改正の規定が反映されていないという状況になってまいりまして、この部分については6月定例会で再度条例改正案を提出したいと考えております。なお、この条例の改正について影響を受けますのは、先ほども説明しましたが、市の一般職の常勤職員となります。実際どうなのかということ、現時点での該当者はおりません。ただ、今後該当者が出てくるということも予想されますことから、6月定例会に再度条例改正議案を提出させていただきたいと考えております。大変申しわけありません。

それでは、本条例改正の概要を説明させていただきますので、74ページに1度お戻りいただきたいと思っております。本条例の改正の趣旨につきましては、雇用保険等の一部改正及び平成29年人事院勧告に基づく55歳を超える職員の給与の減額規定の廃止に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要で説明しますので、タブレットもう一度80ページをごらんください。第1条は、大田原市職員の育児休業に関する条例の改正でありまして、第2条の4を新設しまして、非常勤職員が育児休業をすることができる期間について、現行の1歳6カ月から2歳まで延長できるように規定するものでございます。

次の3条、4条、10条につきましては、先ほど申しましたように、大変申しわけありませんが、削除させていただきます。

また、附則第4項から第7項を削除する改正は、55歳を超える職員の給与の減額措置が廃止されることとなり、関係附則を削るものでございます。

次に、第2条は大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正でして、さっき説明しましたとおり55歳を超える職員の給与の減額措置が廃止されることに伴い、関係附則第2条の2を削るものでございます。

タブレット73ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行します。ただし、55歳を超える職員の給与の減額措置が廃止されることに伴い、改正規定につきましては30年の4月1日から施行する旨規定いたします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 央君） 今の55歳以上の減額規定が削除されるので、現行では該当している職員がいらっしゃるのですね。そうすると、今度これが成立というか、4月1日以降に、一応前の部分はもう関係なしで、以降が今回の規定に基づいて執行されるということで理解していいですか。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 4月1日からの施行ということになります。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

千保委員。

○委員（千保一夫君） この育児休業に関する改正、非常にいいことなのです。今までもこれのみではなくて、公務員がどちらかという民間の大企業に準じて公務員の地方における住民の目から見ると、大企業の従業員に準じて地方である大田原市の職員の公務員の待遇が改善されていく、このことについては地域の指導的な立場でというか、先導的な立場で待遇が改善されていって、それが地域の地方であるとか、この地域の中小の民間にできるだけそういうような波及していく、そういう影響を果たして聞き入ってくることも期待されているのです。大企業に準じて地方であるけれども、地方の公務員がまず大企業に準じて改善されていく、待遇の改善がなされていく、それが地域の中小企業など苦しいかもしれませんが、そういうところの働く人たちにとっての先導的な役割を果たしてくれるという期待をしている。せっかくこういう育児休業等についてもこういう改正がなされるということであれば、本当こういったことも少し大々的というところとどうかわかりませんが、市の広報等なんかでも、市の職員、公務員については、こういうふうに変更されるということになりましたよということを広告等でしっかりとPRしていくことによって、市内の中小企業等に働く一般の市民の方々の待遇改善になっていくということで、そこら辺の市の役割、公務員の待遇改善が及ぼす社会的な非常に先導的な役割、こういうところについては特別意識をして役割を果たしてほしいというふうについていつも思っているのです。だから、ぜひ今回のこともPRをしっかりやってほしいということを求めていきたいというふうに思います。ぜひよろしく願いします。

○委員長（菊池久光君） ほかに意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第17号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号 大田原市職員の育児休業等に関する条例及び大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案を可とすることに決しました。

◎議案第18号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第5、議案第18号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

- 総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第18号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新たな附属機関の設置等に伴い、別表を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

- 委員長（菊池久光君） 総務課長。

- 総務課長（櫻岡賢治君） 議案第18号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

タブレットの83ページ、議案書補助資料をごらんください。本条例の改正趣旨につきましては、市長の附属機関のうち1機関を廃止し、1機関を設置するもの、新設すること、また教育委員会の附属機関として2機関を新設することに伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表で説明いたしますので、タブレット84ページをごらんください。別表第2条関係市長の部にあります大田原市バイオマス産業都市構想策定委員会を廃止し、新たに大田原市バイオマス活用推進協議会を設置いたします。担当事務としましてはバイオマス産業都市構想の方針の決定、進捗管理、評価及び見直しに関する事務といたします。

次に、教育委員会の部においては、大田原市なす風土記の丘湯津上資料館運営懇談会の項の前に、大田原市史編さん懇談会を加え、担当事務として市史編さんの基本方針案の作成に関する事務といたします。

次に、なす風土記の丘湯津上資料館運営懇談会の項の次に、大田原市歴史文化基本構想策定委員会を加えます。担当事務としましては、歴史文化基本構想の策定に関する事務といたします。

タブレット82ページにお戻りいただきまして、附則といたしましてこの条例は平成30年4月1日から施行する旨規定いたします。ただし、教育委員会の部大田原市歴史文化基本構想策定委員会につきましては、本年3月中に会議を予定していますことから、附則分のみ公布の日から施行する旨規定いたします。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

- 委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

千保委員。

- 委員（千保一夫君） 18も19も関連してくるところでして、一括で審査すればと思っておりましたが、このバイオマス活用推進協議会、それについては日額で定まっておりますので、年間で何回ぐらい協議会が開催されようとしているのか、あるいは市史編さん、当局のバイオマス関係で大学教授等が1万5,000円、市史編さん懇談会委員では1万2,000円になったということです。あるいは歴史文化基本構想の策定委員会の委員も1万2,000円だったということで、全部これは日額の報酬となっておりますので、大体これは年間何回ぐらい開催で、どのぐらいの期間でこういった計画策定あるいは市史編さん等が終了していただくというふうに考えているのか、その辺についてちょっと今の考え、現時点での考え方わかっているか、教育委員会だったり産業振興部いろいろ難しいかもしれませんが、わかっている範囲内でお知らせいただきたいと思います。

- 委員長（菊池久光君） 総務課長。

- 総務課長（櫻岡賢治君） まず、バイオマス推進協議会につきましては、今年度予定しているのは年4回

程度を……

(「来年度」と言う人あり)

○総務課長(櫻岡賢治君) 失礼しました。来年度です。来年度年4回開催する予定になっております。こちらは、構想の担当事務自体が進捗会議あるいは評価あるいは見直しということになりますので、期間的にはその事務が続く限り続いていくのだろうというふうに考えております。

市史編さんにつきましては、会議自体は2回開催する予定になっております。一応予定としましては、1年程度をかけて、その案の作成をしたいというふうに考えています。

以上です。

(「今のは市史編さん」と言う人あり)

○総務課長(櫻岡賢治君) 市史編さん。失礼しました。歴史文化でしたっけ。

(「両方」と言う人あり)

○総務課長(櫻岡賢治君) 歴史文化につきましては年3回ということで、この基本構想につきましては平成31年度末を完成を目指してというふうに考えております。

以上です。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(菊池久光君) ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(菊池久光君) 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第18号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(菊池久光君) 異議なしと認めます。

よって、議案第18号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定については原案を可とすることに決しました。

◎議案第19号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(菊池久光君) 次に、日程第6、議案第19号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長(佐藤英夫君) 議案第19号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新たな職員の設置等に伴い別表を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 議案第19号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

タブレットの87ページをごらんください。本条例の改正の趣旨につきましては、在宅療養コーディネーター等の新設に伴い、条例の一部を改正するものです。

それでは、新旧対照表で説明させていただきますので、タブレットの88ページをごらんください。別表第2条関係、生活支援コーディネーターの項の次に在宅療養コーディネーターを新設し、月額報酬9,500円と定めます。

続きまして、家庭相談員の項の次に子育てコンシェルジュを新設し、月額報酬24万円と定めます。

次に、バイオマス産業都市構想策定委員会委員をバイオマス活用推進協議会になるので、大学教授等月額1万5,000円、その他に月額6,400円と定めます。

次に、重要事項調査委員会委員の選考方針検討会議委員の項の次に、学校運営協議会委員を新設し、その委員報賞を月額1万2,000円と定めます。

次に、障害児童センターの項の次に市史編さん懇談会委員を新設し、月額報酬を1万2,000円と定めます。

89ページへ移りまして、歴史民俗資料館運営委員会委員の項の次に歴史文化基本構想策定委員会委員を新設し、月額報酬を1万2,000円と定めます。

86ページに戻っていただきまして、附則といたしましてこの条例は平成30年4月1日から施行すると定めます。ただし、歴史文化基本構想策定委員会につきましては、公布の日から施行すると定めます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

千保委員。

○委員（千保一夫君） この子育てコンシェルジュ、今まで臨時とか非常勤とか、そういう肩書であった者を今度常勤者にかえるのだと。要するに今まで臨時の場合、何という名前で、同じ名前で言うかどうか知りませんが、臨時の保健師の資格、臨時で何人ぐらいにお願いをして既にどういう勤務体制で、週何回とか月何回とかという形だったのか、臨時で交代で平日週5日間ぐらいずっと出ていたのか、その辺の今まで臨時でやっていたときの体制を今度常勤にかえるということで、あるいは今まで臨時だと複数いた者が常勤者にとってかわると1人で済んでしまうということだと、臨時の分が雇用が少なくなってしまうという、そういうこともある。その辺で1つは、常勤で24万円ということですが、勤務体制について、それとあるいは非常勤、常勤者というか、これは週5日ぐらいなのか、わかりませんが、今までの体制、両方併設というか、両方置いておくということは考えられないのか。これ常勤者だけの報酬が今回新設されますが、常勤者でなくて週2日とか、そういう者の分の月額などの定めはしなくていいのかどうか、そこもお聞きしたいと思います。

あと在宅療養コーディネーター、これはどのような勤務体制なのか、週何回あるいは月何回かで、これは月額で定まっていますが、月額で定めて勤務体制をしっかりしてもらうということの必要性はないものなのか、この在宅療養コーディネーターの職務、勤務体制からしてです。月額ではなくて月額で定めることのほうが適切だったり、あるいはよその自治体でこれ月額で定まっているところもあるやにも聞

くのですけれども、その辺もしわかっていたら教えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） まず、子育てコンシェルジュのほう、今現在は臨時職員で対応しているということで週3日の勤務ということでございます。今後は、一般質問でもあったと思うのですけれども、母子保健、福祉関係の様々な悩みに円滑に対応するというので、フルタイムで月額で雇うというような形に考えているということで、今回の職員も1人の非常勤特別職という形で対応を考えております。

それから、在宅療養コーディネーター、こちらにつきましては週3日程度の勤務を考えています。時間的には9時から16時ぐらいということで考えております。一般質問にも説明ありましたが、直接の市民の相談を受けるものではなくて、医療とか介護とかの連携のコーディネーターをするということですから、そういったことで資格的には看護師とか保健師とかケアマネジャー、そういった方々を任用したいというふうに考えております。時間的には9時から12時という部分もあるのですけれども、他職種というのですか、そういったものの連携の会議なんかにも出席をしていただく可能性もありますので、夜間の執務も今のところ月に何回かはあるところもあるのではないかなというようなことを考えています。ということで、週3日程度というようなことなものですから、日額報酬で考えているということでございます。

以上です。

○委員長（菊池久光君） 千保委員。

○委員（千保一夫君） ちょっと聞き落としたのですが、子育てコンシェルジュのほうは、今まで週3日だったものを今度週5日ということですね。

（「はい」と言う人あり）

○委員（千保一夫君） あと在宅療養コーディネーターのほうですけれども、これ黒磯のあそこに勤務するようになると思うのですが、週3日しか勤めない、これ複数いるのか1人なのかわかりませんが、週3日しか勤めないで、あとはこのコーディネーターがいない日があるということですか、2日ぐらいいは。これこそ毎日行って、いつでも対応できるように、用件があるときは出てくるというわけにはいかない、あるいはきょう来たけれども、相談者が来たら、きょうはコーディネーターがいないので、話だけ聞いておきますとか、あるいはあしたもう一回来てくださいということになるのか。その辺もせっかく在宅療養コーディネーターですから、大きな期待をしているのですけれども、もう少し勤務体制をしっかりとってもらって、これこそ日額でなくて月額で定めるとか、そういうことでやっていく必要性についてはどうなりますか。これ療養在宅コーディネーターは全部で何人、1人しかいないのですか、それとも。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 在宅療養コーディネーターについては、雇用人数は2人を予定しております。今言われますように、勤務としたのは週3日程度ということではありますけれども、基本的には、一般の市民であると、その日その日といいますか本当にずっと待っていないと難しいという部分もあるかと思うのですけれども、在宅介護と医療と介護の連携をするということの部分なものですから、勤務時間、勤務日数が週3日ということであっても、十分な対応が1人ではなくて2人やるときもありますので、対応は

可能ではないかというふうには考えております。

以上です。

○委員長（菊池久光君） ほかにありますか。

○委員（千保一夫君） この子育てコンシェルジュのほうは、これは今度フルタイムで週5日ということで、これは市の保健師を退職したとか、そういう人を予定している、もう人は確保されているのですか。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 人員自体は確保されていますけれども、今までに市の臨時保健師で雇われた方で、市の仕事をされていた方などを人材として任用したいなというふうには考えているところでございます。

以上です。

○委員長（菊池久光君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

千保委員。

○委員（千保一夫君） 先ほどの在宅療養コーディネーターのほうですけれども、これせつかく2人ということであれば、やっぱり相談者はこれ医療機関にも連携を誰かが聞き取っていて、事務局長等が聞き取っておいて、そして事務局長等がコーディネーターと協議をして決めるというのではなくて、やっぱり利害関係者本人、家族のいるところで聞き取りをしながら、本当細かいことを協議をしなければしっかりしたものができ上がらないと思うので、その点で2人いるのであれば週3日ずつ勤務ですと、1日はダブルだろうと思うのです。そんなことして毎日1人は必ずいてくれるような、そんな勤務体制というのについて、ぜひ大丈夫なのだろうなどは思うのですけれども、その辺考えてみていただいて、2人がダブっている日があって、一人もいない人があってではなくて、その辺のところをぜひ心がけていただきたいと、こんなふうをお願いします。

○委員長（菊池久光君） ほかに意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第19号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案を可とすることに決しました。

（執行部退席）

◎議案第20号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） ここからの当局の出席者は後藤財務部長、小林財政課長です。

それでは、日程に従いまして議事を進めます。

次に、日程第7、議案第20号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

財務部長。

○財務部長（後藤厚志君） タブレット90ページをお願いします。議案第20号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、担当の財政課長より説明申し上げます。

○委員長（菊池久光君） 財政課長。

○財政課長（小林敏泰君） 私からの説明を申し上げます。

議案書タブレット91ページのほうをごらんください。今回の改正につきましては、条例第2条で手数料を徴収する事務事項及びその金額を定めている別表の改正となります。

主な改正点は2点ございます。まず1点目が49のほうに田園住居地域というものを追加するものです。49の項は、建築基準法第48条ただし書きの規定による許可をする場合の用途地域及び用途地域の指定のない区域における建築等許可申請手数料、建築の申請手数料です。それを規定しておりますけれども、都市計画法第8条第1項第1号に規制する用途地域に田園住居地域というものが追加されたことに伴いまして、建築基準法第48条のただし書きに田園住居地域が追加されましたので、手数料規定に追加するものでございます。

2点目が52の項、ほか5つの項に建ぺい率というのがあるのですが、その建ぺい率のぺいの字を平仮名から常用漢字に改めるものとなります。これは、建築基準法の改正に合わせての改正となります。

それでは、補助資料の93ページのほうの新旧対照表のほうをごらんください。93ページになります。別表の49の項において、これまで建築基準法第48条ただし書きの規定による許可のただし書きにつきましては、第1項から第13項までを規定しておりましたが、田園住居地域が追加されたことにより、第1項から第13項が第14項、もう一項ふえたということで14項と規定するものです。田園住居地域は、第8項の項に追加されておりますので、9項からは公図によるものになります。また、工事の都市計画の用途地域におきましては、田園住居地域の区域はありませんので、このただし書き第8項に基づく申請というものはございません。ただ、公図ではございますので、条例の改正が必要になるということになります。

次に、表の下のほうです。52の項、53の項、94ページ、次のページに参りまして、94ページになりました60の項、65の項、71の項及び81の項につきましては、ごらんとおり平仮名表記でありました建ぺい率のぺいを漢字に改めるものです。補助資料のほう91ページのほうに戻りまして、附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行すると定めております。

以上で議案第20号の説明を終わります。

以上です。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

千保委員。

○委員（千保一夫君） これどうして国のほうでは法律の用語を今でも難しい漢字で書いてあるのですか。

○委員長（菊池久光君） 財政課長。

○財政課長（小林敏泰君） この建ぺい率のぺいが常用漢字のほうに、もともとは常用漢字以外だったのですが、それが常用漢字に追加されたので、それに合わせて。常用漢字に追加されたのは少し前になるのですが、それが今回の改正に合わせて改正したということに。

○委員長（菊池久光君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(菊池久光君) 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第20号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(菊池久光君) 異議なしと認めます。

よって、議案第20号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定については原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長(菊池久光君) 以上で当委員会に付託されました案件については終了いたしました。

これにて総務常任委員会を散会いたします。

午前11時08分 散会

総務常任委員会委員長
